

## 第14 民事訴訟法の改正課題

### 1 現行民事訴訟法をめぐる状況

現行の民事訴訟法は、1996（平成8）年に改正され、その後数度の部分的な改正を経ているが、いずれも当面の必要に対応するものとしてであり、全体的な見直しは行われていない。

1996（平成8）年改正以降、民事訴訟を取り巻く社会の法環境や法意識の変化の速度は当時と大きく異なっており、実務家からも抜本的な改正を求める声が上がっているところである。

### 2 早期開示制度

前回の民事訴訟法改正においては、迅速な審理実現のために当事者照会制度、弁論準備手続等が導入され、また文書提出義務の一般化も図られた。

改正後、最高裁は裁判の迅速化についての検証を行った。そして、最高裁が2011（平成23）年に公表した「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第4回）」の施策編において、民事訴訟事件における審理の長期化傾向につき実証的な裏付け作業を行い、証拠収集に関連する要因の1つとして証拠収集の困難性を挙げている。そして、これに基づき、証拠収集方法を期限内に提出させる制度の導入について検討を進めることを述べている。

これに関し、例えば民事訴訟法改正研究会が、訴訟に関連する文書につき早期開示義務の法定、その履行としての文書目録の交付、当事者の申立てにより裁判所が文書目録の交付期限を設定する、義務違反についての制裁を設けることなどを内容とする、早期開示制度の導入を提言している（ジュリスト増刊「民事訴訟法の改正課題」）。

訴訟の迅速化は市民が訴訟を利用しやすくすることにもつながり、ひいては司法制度に対する市民の信頼を高める。英米法にも早期開示に関する制度が存しており、こうした制度も参考にしつつ、より議論を深め実効的な制度提言をしていくべきである。

### 3 争点整理手続終了後の失権効

現行法では、旧法における準備手続が必ずしも奏功しなかった点に鑑み、167条等において争点整理手続後に攻撃防御方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、争点整理の終了前に提出ができなかった理由を説明しなければならないものと定めている。

これにより、現在民事訴訟の第一審手続の平均的な審理期間が旧法下と比較して大幅に短縮されており、一定の成果を上げたものと評価されている。

その一方で現行法施行後10年を経過すると、弁論準備手続の形骸化事例や攻撃防御方法の適時提出が徹底されず、争点整理手続終了後に重要な書証が提出される例も散見されるといった指摘もされている。

こうした状況に鑑み、民事訴訟の審理の充実・促進を図るため、争点整理手続終了に伴う失権効や攻撃防御方法の提出期間裁定の制度を導入すべきとの提言もなされる（民事訴訟法改正研究会、前記ジュリスト増刊）ようになっている。

迅速で効率的な審理を進めるためには、攻撃防御方法が適時に提出される必要があり、そのために現行法では争点整理手続等の制度を設け一定の成果を上げている。その一方でこれを形骸化させかねない状況も見られることから、審理の迅速化、効率化をより実現すべく、失権効の導入も含めより実効的な制度の検討がされるべきであり、そのための提言が求められる。

## 4 当事者照会

当事者照会の制度は、証拠の偏在が見られるような訴訟において、当事者が相手方の支配領域に属する証拠へのアクセスを可能とし、当事者主導による迅速・適正な争点整理を目指すものとして平成8年改正法において新設された制度である。

しかしながら、このような制度の導入にもかかわらず、その利用は低調といわれる。その理由として、この制度は証拠の偏在の見られる訴訟類型（いわゆる現代型訴訟など）では効果的であるが、通常訴訟においてはあまり必要とはいえず、必要な場合は求釈明で足りるとか、裁判所の関与、制裁の欠如などが指摘される。

このような問題点が指摘される当事者照会については、照会の相手方の回答義務を明示し、他方で回答拒絶事由を定めるとともに申立てにより回答拒絶につき裁判所に裁定を求めることができるとして、回答拒絶事由の有無につき裁判所の関与を認め、回答義務に違反した相手方に対する制裁を設けることなどを内容とする改正案の提案（民事訴訟法改正研究会、前記ジュリスト増刊）もなされている。日弁連も2012（平成24）年に「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」において同様の改正提案をしているが、裁判所の関与の方法に違いがある。

当事者照会の実効性を高め、民事訴訟をより利用しやすく真実解明力を高める観点からは、より強力な制度とする必要があると考えられる。他方でプライバシー、守秘義務等正当に保護されるべき利益もあることから、この点にも配慮した形での議論検討を進めることが望まれる。

## 5 文書提出義務

民事訴訟法220条の文書提出命令における文書提出義務については、1996（平成8）年改正で私文書については一般義務化が図られ、公務文書についても2001（平成13）年改正により、公文書私文書を問わず一般義務化されるとともに公務秘密文書等新たな除外文書が加えられた。

しかし、このような改正の一方、220条は1号ないし3号と4号の関係が問題になっていたり、文書提出義務の除外事由につき、申立人の側に除外事由不存在の証明責任を負わせるような体裁となっているなどの問題が残されていた。

この点、実務、学説では、文書の内容を知る所持者側に除外事由の立証を求めるようになっているものの、かかる運用を明文化することが証拠の偏在に対処し当事者間の衡平を図るために設けられた文書提出命令の本来の趣旨にも資すると考えられる。

この点を踏まえ、また、文書提出義務の範囲の拡充を図り、文書提出命令をより実効性ある制度とすべく、前記の日弁連の要綱試案あるいは民事訴訟法改正研究会の提言が発表されている。証拠の偏在の是正は衡平で充実した審理につながるものであり、このような文書提出命令の規定の改正はより推進されるべきである。他方でプライバシー、守秘義務等保護されるべき利益もあるため、それらへの考慮もしつつ、より議論検討を進めていくべきである。